

財政援助団体監査報告

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

2. 監査の対象団体及び実施期間

対象団体	ふらのまちづくり株式会社
対象施設	富良野市中心街活性化センター（通称：ふらっと）
監査の実施期間	平成 25 年 11 月 13 日から平成 25 年 12 月 25 日まで
指定管理期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
指定管理料	期間総額 422,935,000 円 平成 23 年度 84,587,000 円、平成 24 年度 84,587,000 円
利用料金制の適用	有
所管部局	経済部中心街整備推進課

3. 監査の範囲

平成 23 年度及び平成 24 年度における公の施設の管理に係る会計、その他の事務。

4. 監査の方法

指定管理者に対して、平成 23 年度及び平成 24 年度における管理運営業務に係る事業実績報告をはじめ、会計事務処理等についての監査を実施した。

また、所管部局に対しては、協定書等の関係書類の提出を求めて監査し、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取した。

5. 監査の結果

指定管理者の目的に則し、概ね適正に処理されていることを認めた。

なお、指定管理の基本方針並びに協定書に基づく事業実績報告書等の内容の把握、確認及び指定管理者に対する会計事務処理など、適切な指導に努められたい。

ま と め

指定管理者制度は、公の施設を効果的・効率的に管理を行うため導入された制度であり、施設を活用した多様な市民サービスの向上と管理経費の縮減を基本としており、指定管理者には、施設の環境整備と利便性の確保など積極的な管理運営により、利用拡大に期待するものである。

施設の管理運営が適正に行われているかは市の責務であることから、担当部局においては、指定管理者が行う業務が公共サービス低下を招かないよう、適切な監理と適切な事務処理について指導されるよう望むものである。

施設の概要等は次のとおりである。